



本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
衆議院議員選舉人名簿特例中左ノ通  
正ス

第一條中「及昭和十三年法律第八十四  
號第一條ノ規定ニ依ル選舉人名簿」ヲ  
「昭和十三年法律第八十四號第一  
ノ規定ニ依ル選舉人名簿及昭和二十年  
勅令第七百三十號第一條ノ規定ニ依ル  
選舉人名簿」ニ改ム

## 訓令

◎司法省訓令第二號

檢

事

大赦、復權及資格回復ニ關スル假證明  
規程左ノ通定ム

第一條 昭和二十年勅令第七百三十號  
別表一ニ掲タル罪ヲ犯シ刑ニ處セラ  
レ赦免、復權又ハ資格回復ヲ得タル  
者ヨリ其ノ住居地若ハ本籍地ヲ管轄  
スル地方裁判所若ハ區裁判所ノ檢事  
又ハ其ノ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所  
ノ檢事ニ對シ赦免、復權又ハ資格回  
復ノ假證明ニ付申出アリタルトキハ  
檢事之ニ假證明書ヲ交付スペシ

第二條 假證明書ニハ其ノ種別、申  
人ノ本籍、住居、氏名、年齢、罪名、刑  
名、刑期、刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所  
名、刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所  
付年月日其ノ他必要ナル事項ヲ記載  
シ且假證明書ナルコトヲ明ニスペ  
シタル裁判所名、刑ノ言渡ヲ爲シタル  
シタル年月日等ノ事項ヲ明ニシ其ノ旨附  
記スベシ

第三條 檢事假證明書ヲ交付シタルト  
キハ假證明書ニ前條ニ規定スル事項  
ヲ記載スベシ

第四條 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ  
檢事假證明書ヲ交付シタル  
キハ假證明書ニ前條ニ規定スル事項  
ヲ記載スベシ

第五條 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ  
檢事假證明書ヲ交付シタル  
キハ假證明書ニ前條ニ規定スル事項  
ヲ記載スベシ

ノ檢事（檢察官ヲ含ム）ニ對シ速ニ  
其ノ旨ヲ通報スベシ  
右訓令ス  
昭和二十年十二月二十九日

司法大臣 岩田 宙造

## 告示

◎司法省告示第百三十一號

昭和二十年勅令第七百三十號別表一  
掲タル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレ  
前項ニ規定スル罪ヲ犯シ刑ニ處セラ  
シテ假證明ヲ受ケントスルモノハ其ノ  
住居地若ハ本籍地ヲ管轄スル地方裁  
判所ノ檢事又ハ其ノ刑ノ言渡ヲ爲シタル  
裁判所ノ檢事ニ之ヲ申出ス  
明フ受ケントスルモノハ其ノ刑ノ證  
明ヲ受ケタル裁判所ノ檢事ニ之ヲ申出  
ベシ

昭和二十年十二月二十九日

司法大臣 岩田 宙造